

国際交流基金インド太平洋パートナーシップ・プログラム(JFIPP)

リサーチ・フェローシップ 申請要領

令和 6 年度用

1 趣旨・目的

本プログラムは、インド太平洋地域において自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、地域全体の平和と安定・繁栄に寄与することを目指し、インド太平洋地域内外の連携や関与が必要な共通の政策課題について、国際的な研究や共同活動を推進し、将来的にグローバルな知的公共財として共有できる新しい戦略やビジョンを創出することを目的とするものです。

同じ課題をテーマとして共有する次世代の研究者や専門家、実務者が、新しい知的協力の基盤を築いていくことを支援するとともに、インド太平洋地域から、域内あるいは世界共通のグローバルな課題について、未来志向かつ開かれた視点で、新たな政策提案やビジョン・構想を提示し、課題解決に貢献していくことを目指しています。

研究者だけでなく、学术界以外の専門家や実務家からの応募も歓迎します。

2 対象となる研究課題

- ・インド太平洋地域において自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、地域全体の平和と安定・繁栄に寄与することを目指した、政策志向性を持つ研究や調査等(個人研究、共同研究の別は問いません)。
- ・地域や世界が現在直面する潜在的・顕在的な問題に関し、域内の連結性及び協働を促進させる以下のような領域の研究課題を想定しています。なお、以下に示すものは例示ですので、これ以外の領域のプロジェクトでも申請することは可能です。
(例)気候変動、グローバルヘルス、防災・災害復興、社会的・経済的格差の是正、人口問題、経済安全保障、エネルギー安全保障、食糧問題、海洋協力(海洋法等)、開発協力、サイバーセキュリティ、デジタルトランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーション 等
- ・人文科学、社会科学、自然科学の領域を横断した学際的なプロジェクトも歓迎します。
- ・本フェローシップは複数国での研究活動を支援対象としています。研究計画は、現在の居住国(※)以外の 2 か国以上で行われるものとしてください。1 か国のみで行われるプロジェクトは対象外です。

※「居住国」とは、申請者が現在居住する国あるいは 5 年以上の実態を伴う研究・活動拠点を有する国を指します。以下同じ。

3 フェローシップ期間

- ・4 か月以上、12 か月を上限とします。
- ・採用されたフェローは、2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までにフェローシップを開始しなければなりません。また、フェローシップ開始後 15 か月以内に研究を終了しなければなりません。
- ・フェローシップの受給期間は、合理的な理由があれば 2 回に分割して取得することができます。

- ・全フェローシップ期間ののべ 2 分の 1 以上の期間を、日本(日本を拠点にするフェローの場合は、インド、オーストラリア、米国のいずれかの国)に滞在しなければなりません。

4 選考基準・方法

選考委員会による審査では、以下の要素を含むものを優先して評価します。

- (1) 世界が直面する共通の課題
- (2) インド太平洋地域における長期的な取り組み
- (3) インド太平洋地域を中心に国の枠を超えた連携や共同作業を促進させるもの
- (4) 未来志向の新しいビジョンや政策の立案

5 申請資格

申請者は以下の全てに該当している必要があります。

- (1) 居住地及び国籍/市民権/永住権
日本、インド、オーストラリア、米国の国籍または市民権の保有者。もしくはその他の国籍保有者で、日本、インド、オーストラリア、米国のいずれかに 5 年以上の実態を伴う研究・活動拠点を有する者。
- (2) 学位
研究者については、専門分野において博士号 (Ph.D.) もしくは当該分野での最高学位を有している者。実務家については、研究テーマに関連する分野において通算 7 年以上の職歴/経験を有する者。
- (3) 語学能力
申請する調査研究の内容から語学力が不可欠と判断されるものについては、プロジェクトを完遂させるために必要十分な語学力の証明書の追加での提出を、選考の過程において求めることがあります。

6 支給内容の詳細

フェローシップは、申請者の居住国外での滞在期間に対して供与します(現在の居住国での研究活動はフェローシップの対象にはなりません)。また、当初申請のあった期間よりフェローシップの総供与期間を延長することはできません。

- (1) 支給対象
ア. 国際航空賃(エコノミー往復割引運賃)
・居住地と活動対象国間の合理的な経路によるエコノミークラス割引運賃(空港利用税、燃油サーチャージ等を含む)を支給します。フェローシップを分割して受給する場合、国際航空賃も原則 2 回を上限に支給します(フェロー本人分のみ)。※活動対象地間で往復が発生する場合、航空券は一部分のみの支給となります。

(支給対象例)

- 複数国への渡航を 1 回実施：
 1. 居住国→X 国→Y 国→居住国
- 1 か国への渡航を 2 回実施

1. 居住国→X国→居住国
 2. 居住国→Y国→居住国
- 複数国への渡航を2回実施：
1. 居住国→X国→Y国→居住国
 2. 居住国→X国→Z国→居住国
- 1か国への渡航と複数国への渡航を組み合わせて実施：
1. 居住国→X国→居住国
 2. 居住国→Y国→Z国→居住国

- ・活動対象国が複数の場合には、原則としてそれらの活動対象国を順番に渡航して居住国に戻る（周遊）経路の国際航空賃を支給します。一つの活動対象地から別の活動対象地の間を往復するための航空券は支給対象となりません（自己負担による渡航を妨げるものではありません）
（支給対象となる場合）✓ 居住国→X国→Y国→Z国→居住国
（支給対象とはならない場合）× 居住国→X国→Y国→X国→Z国→X国→居住国
- ・ただし、航空券手配の都合上、そのような経路がもっとも合理的と判断される場合や、研究計画上必要性・合理性が認められる場合には、支給対象となる場合があります。

イ. 滞在費・研究活動費

- ・滞在費・研究活動費は、以下の「1日当たりの滞在費・研究活動費」に基づいて計算します。

区分	1日当たりの滞在費・研究活動費
A 地域	21,000 円
B 地域	18,000 円
C 地域	15,000 円

※地域区分については添付書類A(滞在費地域区分)を参照

ウ. 渡航関係一時金: 300,000 円(1回のみ支給)

エ. 扶養随伴家族加算金

- ・連続して3か月以上の帯同をする扶養随伴家族がいる場合、1名の場合には、滞在費・研究活動費の10%を、2名以上の場合には20%を加算します。

オ. 保険:

- ・日本への渡航: 国際交流基金(以下、「JF」という)により一括で加入。
- ・インド、オーストラリア、米国の渡航: 目的地、期間に応じ、JFが定める金額の範囲内で精算をします。
- ・上記3か国以外の国への渡航の場合は、自己負担となります。
- ・扶養随伴家族の保険料はいずれの場合も自己負担です。

(2) 支給方法

- ・銀行振込による。採用されたフェローは、日本(JF 本部)から送金を受けることができる本人名義の銀行口座を保持しているか、フェローシップの支給経費の受諾までに開設する必要があります。
- ・支給時期は、原則として第1回目目がフェローシップ開始月の前月末頃、第2回目以降は、毎月月末

となります。

7 その他注意事項

(1) 研究協力者/協力機関の確保

申請されたプロジェクトに関する渡航先での研究協力者を必ず確保するようにしてください。申請時点で確保できていない場合においても、渡航先の各国における研究協力者もしくは協力機関との連絡状況を申請書に記入してください。

※JF は研究協力者・協力機関の紹介を行いません。

(2) 重複受給について

旅費・滞在費が含まれる他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等を同時期に受給することはできません。受給期間が重複している場合は、いずれか一つを選択する必要があります。他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等の受給により JF への申請を取り下げる場合には、選考結果通知前であっても、速やかに 下記 10. に記載の連絡先までご連絡ください。

(3) 査証

採用されたフェローは必要な査証を各自の責任において取得してください。来日するフェローについては、査証取得に必要な招へい書を JF より発行いたします。申請前にあらかじめビザの要否や自分の活動に必要なビザの種類を確認するようにしてください。また、国によってはビザの取得に時間を要する場合がありますので、手続は早めに行ってください。

8 フェローシップ受給者の義務

(1) 専念義務

本フェローシップを受給している期間中はフェローシップ活動に専念することとします。活動対象地において有給の就労(雇用契約を結んで収入を得る等)に就くことは認められません。また原則として、活動対象地を離れることは認められません。

(2) 報告書の提出

- ・フェローシップ期間の中間時点において中間報告書を、終了後 2 か月以内に活動の成果をまとめた最終報告書を JF に提出することとします。最終報告書には、本プログラムの趣旨に則り、原則として活動の成果となる政策提言やビジョン・構想などをまとめたペーパーを添付するものとします。
- ・JF は、原則として最終報告書に添付されたペーパーを、フェローシップの成果物としてウェブサイト上や印刷物にして公開します。

(3) 報告会等の開催、ネットワーキングイベントへの参加

- ・フェローシップ受給者は、フェローシップ期間中もしくは終了後に、成果を報告する報告会や、JF が別途企画するネットワーキングイベント等に参加していただきます。

受給者の義務やあらかじめ定める規則に反した場合、JF はフェローシップの取消、フェローシップの供与停止、又は支給済経費の返還を要求することがあります。

9 申請手続

(1) 申請締切: 2024 年 6 月 14 日(金)正午(日本時間)

(2) 申請方法:

ア. 申請書類を次のページからダウンロードします。

<https://www.jpff.go.jp/j/project/intel/exchange/jfipp/research/index.html>

イ. メール添付にて以下の申請書類(ア)~(オ)を JFIPP_research@jpff.go.jp へ提出してください。メールの件名は必ず「JFIPP フェロシップ申請」としてください。

(ア) Form A:Executive Summary (申請サマリー)

(イ) Form B:Project Statement Form (研究計画書)

(ウ) Form C:Information on Applicant and Project Proposal (申請情報)

(エ) Form D:Curriculum Vitae (履歴書/職務経歴書)

(オ) Form E:Confidential Reference Letter (推薦書) ※2 通

2 名の推薦者からの推薦書を提出してください。推薦書は、推薦者が Form E に記入の上、締切までに推薦者から直接以下の宛先までメール添付で送信するよう依頼してください。件名には、申請者の氏名を入れてください。

Email: JFIPP_research@jpff.go.jp

(3) 結果通知: 2024 年 11 月

10 問合せ先

独立行政法人国際交流基金

国際対話部 JFIPP 事業事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーゼ

E-mail: JFIPP_research@jpff.go.jp

11 同意事項

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 法令遵守

ア JF からフェロシップの支給経費の交付を受けることについて自国の法令等に違反していないこと。

イ 補助金等の受給や使用に関して不正行為があったときは、補助金等の交付取消や返還命令(含む加算金)、その他の一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)参照)。

(2) 事業に関する情報の公開

ア 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。

イ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

ウ JF に提出された成果物などは、JF 事業の広報のため、公開することがあります。

(3) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という。))」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和) <https://www.jpfi.go.jp/j/privacy/> (英) <https://www.jpfi.go.jp/e/privacy/>

(GDPR 関連) <https://www.jpfi.go.jp/e/privacy/index.html#gdpr>

(中国法関連) https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(以下「事業資料」という。)を通じて、以下の個人情報(以下「個人情報」という。)を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号(携帯電話を含む)、FAX 番号、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、家族構成、家族の氏名、家族の生年月日、家族の国籍、家族の性別、家族の住所、家族の職業、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書(学歴及び職歴を含む)、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【申請者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

※ JF は、申請者から、その家族に関する個人情報を取得することがありますが、その際、申請者は、必ず家族の方から本「個人情報の取扱い」の内容について同意を得たうえで、JF に提供するものとします。

ウ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者及びその家族による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的(以下「利用目的」という。)のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ)の情報に加え、申請者の連絡先(住所、E メールアドレス、電話番号)は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者及びその家族の個人情報を取り扱います。

エ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
- c 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- d 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- e その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、申請者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人（ホストファミリーを含む）、関係官庁に提供する場合があります。

(ウ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

オ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

カ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

キ 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

ケ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～ク の取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願い

します。

コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「10 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

サ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

- (4) 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、JF は、フェローとして採用する旨の通知を行った後であっても、やむを得ず、フェローシップの期間変更や、一定の条件を付すなどの要請を行う場合があります。

(5) 事業実施上の安全確保

テロ事件など、世界的に安全に対する懸念が高まっていることから、事業の実施に際しては、次のような安全対策を講じ、安全確保に努めていただけるよう、強くお願いしています。

ア 事業実施地の安全・危険情報を積極的に収集するようにしてください。

イ 関係者にも安全・危険に関する情報を共有するようにしてください

12 添付書類

A. 滞在費地域区分

A. 滞在費地域区分

別表

<p>A 地域</p>	<p>(アジア地域) 日本、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国</p> <p>(北米地域) アメリカ合衆国 (米国)、カナダ</p> <p>(欧州地域) アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (英国)、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国</p>
<p>B 地域</p>	<p>(アジア地域) インドネシア共和国、カンボジア王国、タイ王国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、ラオス人民民主共和国、大韓民国、東ティモール民主共和国、香港 (香港特別行政区)</p> <p>(大洋州地域) オーストラリア連邦、キリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、ニュージーランド、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦</p> <p>(欧州地域) アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、北マケドニア共和国、キルギス共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦</p>
<p>C 地域</p>	<p>(アジア地域) インド、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、マカオ (マカオ特別行政区)、モルディブ共和国、モンゴル国、台湾、中華人民共和国</p> <p>(アフリカ地域) アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、</p>

エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア連邦共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、西サハラ、南スーダン共和国

(中米地域)

アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グレナダ、コスタリカ共和国、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス共和国、メキシコ合衆国

(南米地域)

アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ボリビア多民族国

(南極)

南極大陸及び周辺の島しょ